

スポーツ審議会健康スポーツ部会

スポーツ実施率の飛躍的な向上に向けた方策の検討

「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度（障害者は40%程度）」の達成！

＜第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日：文部科学省）における目標＞

※目標達成のためには、2,000万人以上が新たにスポーツに親しむことが必要。

スポーツ審議会総会
において、
健康スポーツ部会
を設置
(2017年7月7日)

＜健康スポーツ部会：開催実績＞

- 第1回：2017年9月20日
- 第2回：2017年11月27日
- 第3回：2018年2月27日
- 第4回：2018年3月26日
- 第5回：2018年5月11日
- 第6回：2018年6月25日

(スポーツ実施率向上のための行動計画策定)

- 第7回：2018年10月2日
- 第8回：2019年2月12日
- 第9回：2019年3月28日
- 第10回：2019年6月10日

スポーツ実施率向上のための 行動計画 (2018年9月6日策定)

広く国民全体に向けたスポーツ実施率向上のため
の新たなアプローチや、即効性のある取組

【施策の対象】

- ※全体の他に、主な対象として、以下のとおり
- 子供・若者**
…スポーツの実施について二極化が課題である
 - ビジネスパーソン**
…特にスポーツ実施率が低い
(20代～50代は全体平均を下回る)
 - 高齢者**
…相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要である
 - 女性**
…男性と比較してスポーツ実施率が低い
 - 障害者**
…スポーツ実施率が低く、未実施者の8割超が無関心層である

スポーツ実施率向上のための 中長期的な施策

新たな制度創設・制度改正も視野に入れた
中長期的な施策

【施策の対象】

- ※以下の4つの分野を柱として、とりまとめ
1. 地域におけるスポーツの環境づくり
 2. スポーツに関わる関係団体と連携したスポーツ実施の推進
 3. 障害者スポーツの推進
 4. エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進

今回策定する中長期的な施策

スポーツ実施率向上のための中長期的な施策（案）〈概要〉

スポーツ実施率の向上のための新たなアプローチや即効性のある取組をまとめた「スポーツ実施率向上のための行動計画」に続き、**新たな制度創設・制度改正を視野に入れた施策を「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」としてとりまとめる。**

【1. 地域におけるスポーツの環境づくり】

- (1) 総合型地域スポーツクラブの質的充実
 - 活動実態や運営実態、ガバナンス等についての要件を基準とする登録・認証制度の整備
 - 中間支援組織の整備、総合型クラブの質的充実
 - 登録・認証を受けた総合型クラブの活用、地域課題解決に向けた取組への支援、広報活動の推進
- (2) スポーツ推進委員の活用の促進
 - スポーツ推進委員の資質向上を目的とした、リーダー養成講習会等の研修の内容の充実を検討
 - 知名度向上策、地方自治体から関係機関への優れた人材発掘のための働きかけ
 - 地方自治体におけるスポーツ部局以外の健康部局、障害福祉部局等との連携の促進
- (3) スポーツをしやすいまちづくり（スポーツをする場の確保）
 - 学校体育施設の有効活用に関する手引きの策定
 - 公共の場をスポーツ実施の場にするについて、関係機関と協議
 - スポーツイベントや指導者も含む形でのマッチングシステムの構築
 - 施設整備への支援に当たり、地方自治体の計画策定や施設情報のオープン化等の要件化を検討

【3. 障害者スポーツの推進】

- 特別支援学校の学校開放の推進等を含め、障害のある児童生徒が卒業後も学校の体育施設を利用できるよう、施設整備の在り方の普及啓発
- 外部指導者の活用や教材の整備等を含めた障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備、学校における障害者スポーツ用具の整備の在り方の検討
- 地域の障害者スポーツ用具の保有資源を有効活用し、個人利用を容易にする事業モデルの確立、障害者スポーツの普及に取り組んでいる施設の見える化による障害者スポーツ普及拠点の形成
- 地域で医療・福祉・教育・スポーツをコーディネートする人材を育成し、障害者スポーツに関する情報共有と振興体制の強化
- 無理なく実施可能な室内で気軽にできる運動・レクリエーションプログラムの開発や、医療機関・リハビリ機関との連携等による重度障害者・中途障害者のスポーツ実施環境の改善
- スポーツイベントにおいて、障害者が観戦しやすい会場づくりや運営方法について好事例を収集し、周知

【2. スポーツに関わる関係団体と連携したスポーツ実施の推進】

- (1) 医療機関等との連携の促進
 - 医療機関等の関係者に対するスポーツ教室等に係る情報提供の一層の促進・見える化
 - 運動処方等の情報を踏まえ、安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる仕組みや危機管理体制の構築
- (2) スポーツ実施率向上に向けた推進体制の構築
 - 「スポーツ実施率向上のための行動計画」のキャッチフレーズである「スポーツ・イン・ライフ」のロゴの活用の促進
 - 2020年東京大会等の開催に向けた機運の高まりを活用し、スポーツ庁が主導する官民連携による事業推進体制の構築
- (3) 企業における従業員のスポーツ実施の促進
 - THP（トータルヘルスプロモーションプラン）指針の改正に合わせて、厚生労働省と連携しつつ、従業員が運動・スポーツをしやすい環境整備を事業者へ促進
 - 企業における取組の促進のため、インセンティブの在り方について検討

【4. エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進】

- (1) 地方自治体における現状の「見える化」
 - 国が調査票のひな形（調査項目等）を作成し、簡易な方法での調査を可能とした上で、これらの調査結果を蓄積し、スポーツ庁が活用・分析できる仕組みの検討
- (2) スポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進
 - スポーツ庁、国立スポーツ科学センター（JISS）における調査研究をはじめ、関係省庁、大学等とも連携した調査研究の実施、成果の活用
 - 政策効果のエビデンス等の調査研究課題のニーズと、調査研究主体や調査フィールドをマッチングすることができるよう、その枠組みについて検討
 - スポーツ庁が実施した調査等のローデータについて、個人情報等の取扱いに配慮しつつ、公開できるものについては積極的に公開

「スポーツ実施率向上のための行動計画」の着実な実施と合わせて、スポーツの習慣化のための環境整備を図る

スポーツ実施率の向上

（成人の週1回以上のスポーツ実施率）

42.5% → 55.1% → 65%程度

<平成28年度> <平成30年度>